

承認第8号

専決処分を報告し、承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年9月6日提出

中間市長 松下 俊男

専 決 処 分 書

中間市が管理する道路において発生した事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成28年 8月23日

中間市長 松下 俊男



記

1. 相手方

[Redacted]

2. 事故概要

(1) 発生日時

平成28年4月26日(火)午後5時

(2) 事故の発生場所

[Redacted]

(3) 事故の状況

相手方が、中間市が管理する中間市道西光寺・大ノ浦線を、乙が自転車で走行中グレーチングとグレーチングの隙間に前輪がはまり、転倒し受傷並びに物的損傷を受けた。

3. 損害賠償の額

59,760円

4. 和解の趣旨

- (1) 市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償責務として金59,760円の支払義務があることを認める。
- (2) 市は、相手方に対し、前号の損害賠償の額を相手方が指定する口座に支払うものとする。
- (3) 市と相手方とは、本件事故に関して双方とも裁判上又は裁判外において一切の異議申立てをしない。